

聖徳大学・聖徳大学短期大学部、聖徳大学大学院を
ご卒業のみなさま

1日あたり
12.8円※
※ベーシックプランの場合

30% 割引

30%の団体割引が適用されます

社会人のための

あんしん パスポート

法律トラブルにあった時の
弁護士費用、法律相談・書類作成費用
を補償します

未来サポートの傷害総合保険

SNSいじめ 誹謗中傷に

いじめやストーカー被害など、**人格
権侵害に関するトラブル**にあったと
きの弁護士費用をサポート



もっと身近に弁護士を！
そんな声にこたえる保険

弁護のちから



お申込は
こちらの
QRコードから

QRコードは
株式会社デンソーウェブの
登録商標です。

個人賠償責任保険金額 無制限

(日本国外は最高1億円まで)

自転車条例対応

第三者への賠償責任を
家族まるごと”無制限”補償
全国事故対応ネットワークによる
示談交渉サービス付き
(国内のみ)



パワハラ・雇用問題 にも対応

パワハラ、セクハラ、サービス残業など、
労働に関するトラブルにあったときの
弁護士費用をサポート
(ベーシックプランを除きます。)



もっと身近に弁護士を！
そんな声にこたえる保険

弁護のちから

ご近所トラブル の解決に

自転車で追突されケガをしたなど、
被害事故に関するトラブルにあった
ときの弁護士費用をサポート



もっと身近に弁護士を！
そんな声にこたえる保険

弁護のちから

交通事故 にあったとき

ケガの補償

交通事故にあったときの
ケガを補償
(国内外補償)



【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料(または保険金額)および補償内容の改定を行っています。
更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットおよびこの保険のあらまし(契約概要のご説明)をご確認ください。



すべてはこどもたちの未来のために

当財団は、これからの学生生活を有意義に過ごしていただくため、学生あんしんパスポート（団体傷害総合保険）の提供・各種ボランティア活動・日本財団、こどもの未来応援基金などへ毎年継続的な寄付活動による社会貢献活動の実施を通じて、すべてのこどもたちの健全育成と生涯教育を支援する目的で設立された組織です。おかげさまで、31年間に渡る継続的な活動により会員数も延べ40万人を超え、今後もこどもへの支援活動を充実させながら、健全な運営を目指してまいります。

2023年12月に一般財団法人全国学生保障援助会は理事会および評議員会での可決・承認を経て一般財団法人未来サポートと名称変更を行い、新たに、明治大学名誉教授の森宮康氏が新理事長に新就任し、名誉会長に猪谷千春氏を迎えた運営体制となりました。法人名称変更に伴いParalym Art（一般社団法人障がい者自立推進機構）よりご協力いただき、障がい者アーティスト作品を財団新ロゴマークに採用させていただき使用させていただいております。ぜひこの機会に当財団の活動主旨にご賛同いただき、ご入会賜りますようお願い申し上げます。入会された会員の皆様は、当財団の寄付活動を通じて社会貢献活動に参画することが可能となり、当財団会員専用の学生あんしんパスポート（団体割引30%が適用される保険制度です）へご加入いただけます。

法人概要 Outline

名称 一般財団法人 未来サポート
所在地 東京都港区虎ノ門2-9-1 虎ノ門ヒルズ江戸見坂テラス11F
電話番号 0570-07-1730（サポートデスク）
Website zengaku.or.jp
代表理事 森宮 康
設立 平成28年10月28日
目的 幼児から学生までの健全育成に対して、教育に関する事業を行い、安心と安全をテーマに福利厚生、ボランティア活動、教育現場への貢献に寄与すると共に社会に貢献し活動することを目的とする。



名誉会長
猪谷 千春

1931年北海道生まれ。2歳より日本のスキー界における草分けである父母より英才教育を受けた。
1956年にコルティナダンベッツオ冬季五輪に出場。スキー男子回転で銀メダルを獲得し、日本史上初の冬季五輪メダリストとなった。
1980年に国際オリンピック委員会（IOC）委員に就任。1998年の長野オリンピックの招致に成功し、2005年から2009年までIOC副会長を務める。
現在、国際オリンピック委員会（IOC）・日本オリンピック委員会（JOC）名誉委員、日本オリンピックアソシエーション副会長、東京都名誉都民。



理事長
森宮 康

1941年 東京都生まれ
1970年 明治大学商学部 保険学 教授
1998年 日本保険学会理事長に就任（1998-2002）。
1998年 Asia-Pacific Risk and Insurance Association (APRIA) 会長就任
2007年 システム監査学会会長に就任
2015年 世界の保険会社や監督官庁の関係者が集まる国際保険学会（International Insurance Society: IIS）にてジョン・S・ビックリー創設者ゴールドメダル賞（John S. Bickley Founder's Award）受賞 日本の大学関係者としては初受賞

寄付活動 Donation Activities

当財団は、民間でのボランティア活動開始から31年、総会員数40万人と長年に渡り幼児から学生までの健全育成に対して「安心と安全に関する保障制度の提供」「寄付行為」「花いっぱい運動」「各種セミナー」などを通じて活動してまいりました。

2020年に新スローガン「WAIWAI NETWORK PROJECT（わいわいねっとわーく活動）」を展開し、今後とも愛情をもって保護者、学校関係者、こどもたちを支援するための支援活動を展開してまいります。

私達は、これからの未来を担うこどもたちが、学校や家庭で「わいわい楽しい声」を上げながら、笑顔で毎日暮らせる健やかに成長する」ことを支援します。

私達は、こどもの未来と寄り添う保護者、学校関係者、各種団体を支援します。

● 主な寄付先 寄付総額 26,640,000円（令和7年度）



● 花いっぱい運動

未来サポートでは、全国の学校・幼稚園などに無料で球根類を寄贈する「学校花いっぱい運動」を行っております。
こどもたちが自然に触れ合い、植物を育てる楽しみや難しさ、開花したときの感動などを体験する情操教育活動を行っています。



社会人のための

あんしん パスポート

未来サポートの傷害総合保険



交通事故にあった場合

被保険者(成人)が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。

ケガの補償

(交通傷害危険のみ補償特約セット傷害総合保険)
(国内外補償)



他人に損害を与えた場合

被保険者(成人)、配偶者または同居のご家族(別居の未婚の子を含みます。)が、日本国内・国外で万一他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金が支払われます。(弁護士費用・訴訟費用等についても保険金をお支払いします。)

個人賠償責任補償(国内外補償)

保険金額は **無制限**

(日本国外は最高1億円まで)

示談交渉サービス付き(国内のみ)

自転車条例に対応

アルバイト、
インターン研修中も対応



【事故の例】

- ・自転車に乗っていて高齢者と接触。大きなケガをさせてしまった。
- ・ショッピング中に、陳列してある商品を壊してしまった。

※仕事(就業)中、職務遂行に直接起因する損害賠償責任は支払対象外となります。(アルバイト・インターンシップ中は、対象となります。)



自転車の賠償事故例

9,266万円

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。

男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。
(東京地方裁判所、平成20(2008)年6月5日判決)

およそ8分に1件の割合で、自転車事故が発生しています!*

加害者になってしまうと、高額な賠償金を請求されることがあります。

【事故の例】

自転車で走行中、歩行者にケガをさせ、相手に後遺障害が残ってしまった。

賠償金1億5千万円

全額補償します

※一般社団法人日本損害保険協会「自転車事故への備えに関するチラシ・全国版2021年8月版」より



もっと身近に弁護士を！
そんな声にこたえる保険

弁護のちから

法的トラブルにあった場合

法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

弁護士費用補償

さまざまなトラブルが潜む中… 法的トラブルについてはこのような声があります

Q.1 あなたや、あなたの身の回りの 家族や友人などで法的トラブルが 起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、
さまざまなトラブルが起きています。

「ある」と答えた方 約6.5人に1人

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とな
らないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

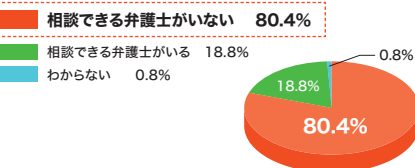
万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、
無理して抱えこむことなく、

専門家である

「弁護士」に相談できたら安心です。でも…

Q.2 法的トラブルにあったときに 相談できる弁護士がいますか？

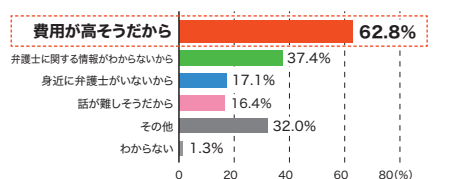
「身近に相談できる弁護士がいない」という方が
多いのが現状です。



出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」をもとに損保ジャパンにて作成

Q.3 弁護士への相談を迷う、または、 相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と感じている人
が約6割もいます。



出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

“弁護のちから” が支える6つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

・次の①～④の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

・次の⑤～⑥の法的トラブルについては、**被保険者ご本人に関わる調停等に要する**弁護士への各種費用が対象となります。

(プレミアムプランは①から⑥までの6つのトラブルを補償、ワイドプランは①②④の3つのトラブルを補償、ベーシックプランは①と②の2つのトラブルを補償します。)

① 人格権侵害に関するトラブル ※2

- いじめにあい、精神的苦痛を被った。
- 昔の交際相手からストーーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。

② 被害事故に関するトラブル

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。

③ 借地・借家に関するトラブル

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。

④ 労働に関するトラブル

- 上司からサービス残業を強要されている。
- 突然、内定を取り消された。
- 理由もなく不当解雇された。
- 職場内でパワーハラスメント、セクシャルハラスメントにあい、精神的苦痛を受けた。

⑤ 遺産分割調停に関するトラブル

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。

⑥ 離婚調停に関するトラブル ※3

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。

✕ 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

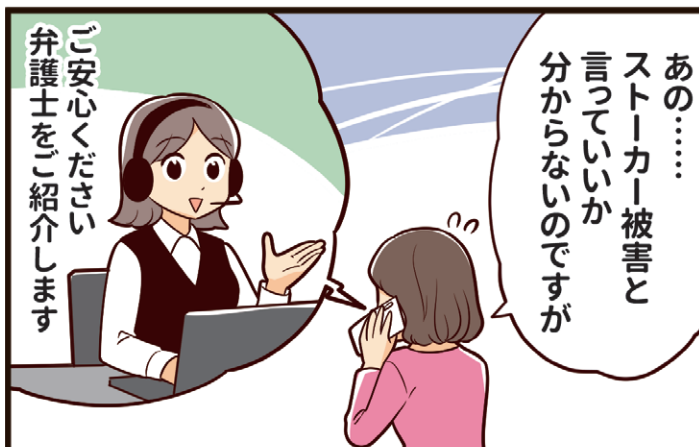
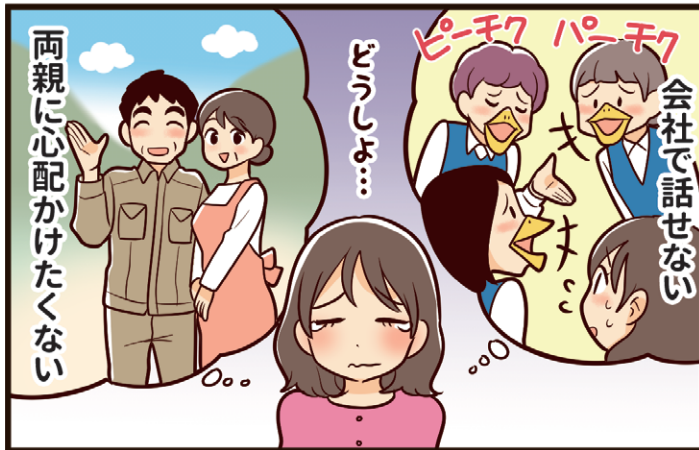
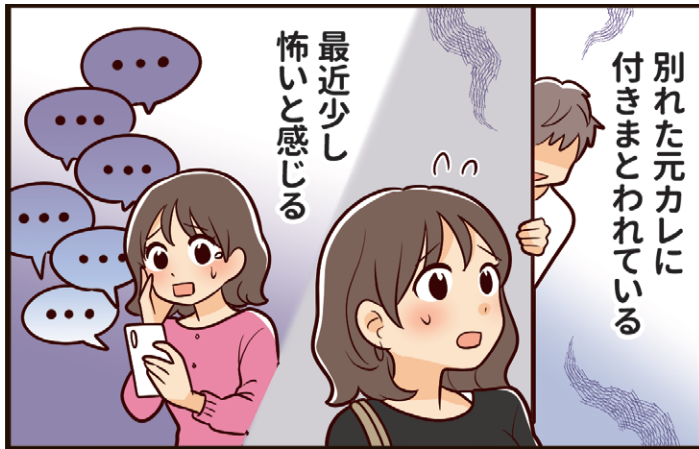
(※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

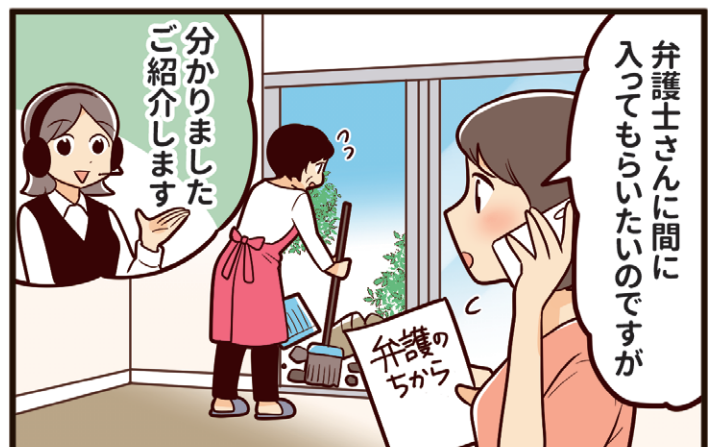
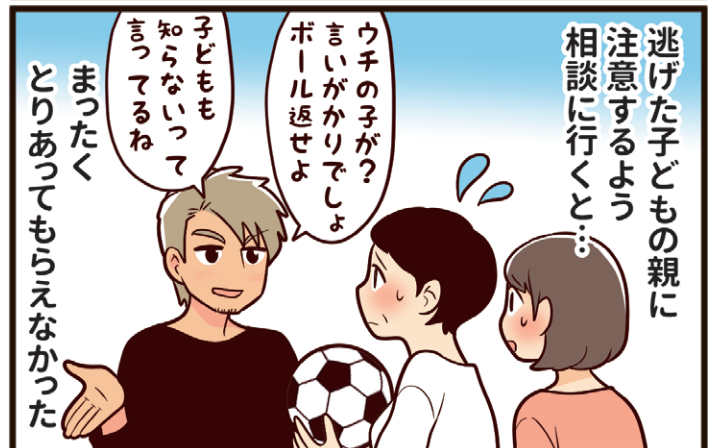
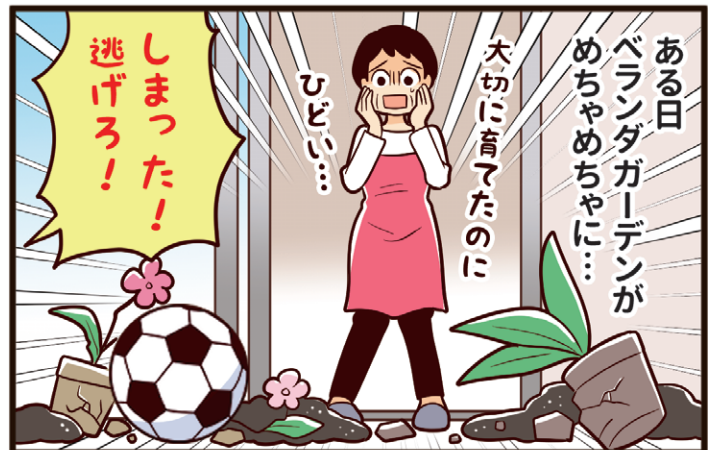
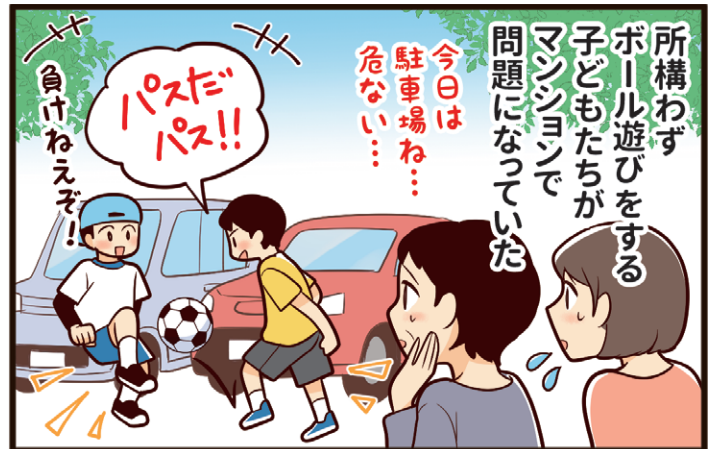
(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

こんなトラブルにあってしまったら・・・

セクハラ・ストーカー

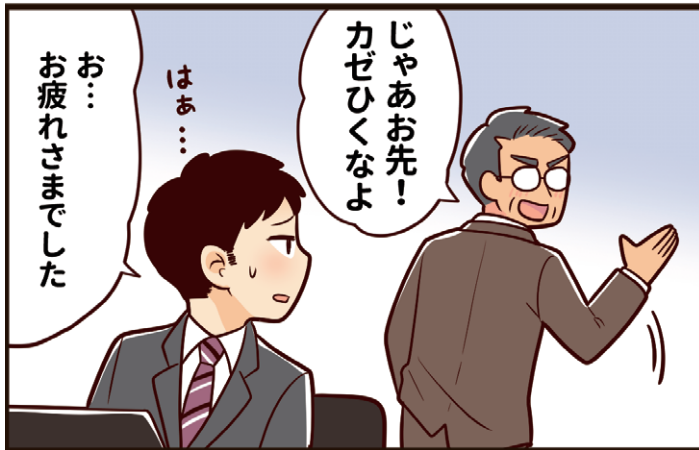
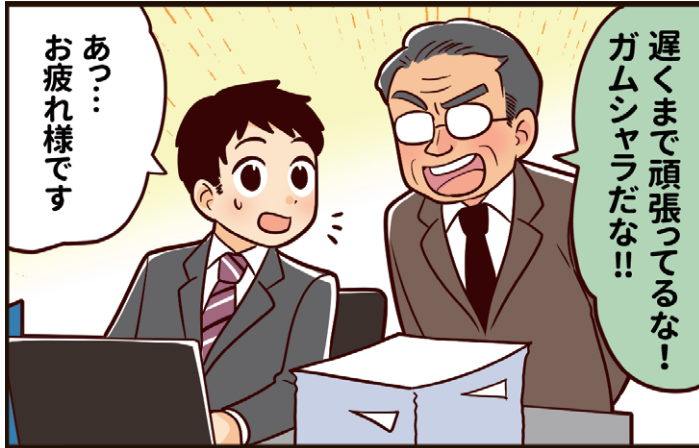


ご近所トラブル

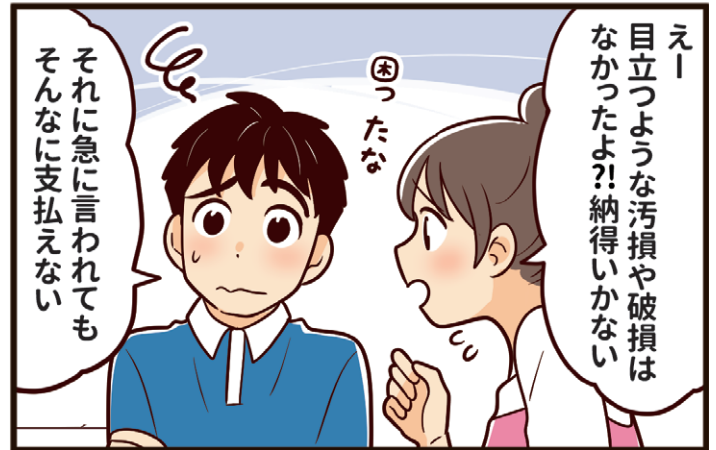
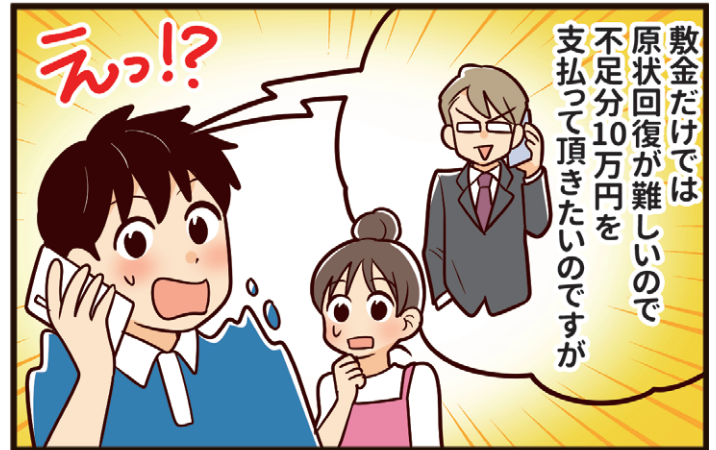


こんなトラブルにあってしまったら・・・

パワハラ・雇用問題

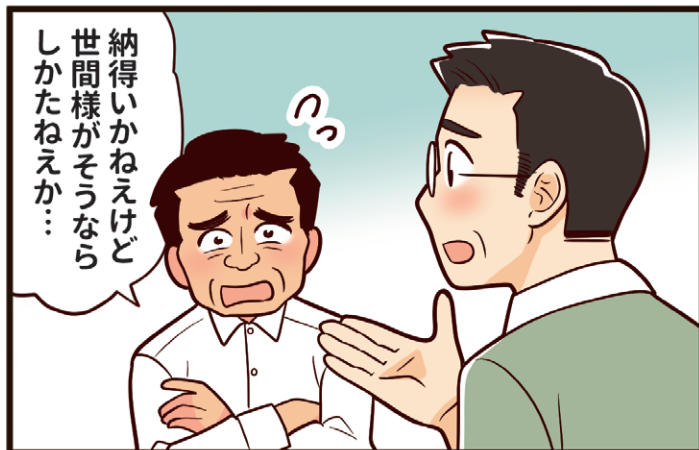


賃貸トラブル

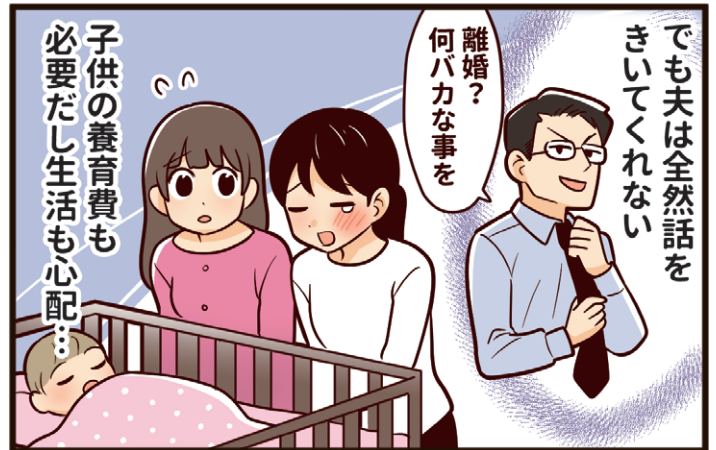
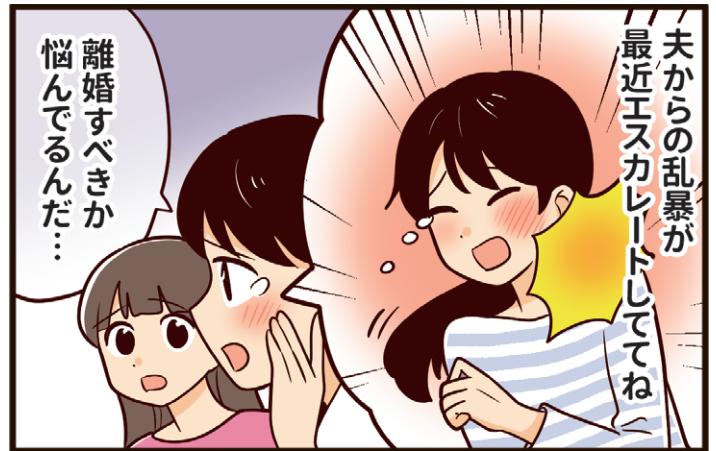


こんなトラブルにあってしまったら・・・

遺産相続問題



DV 離婚調停



※遺産分割調停を指します。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。(国内補償※)

① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■保険金額(保険期間1年につき)

通算 **100万円 限度**

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任に
かかった費用

×(100% - 自己負担割合 **10%**)

※ 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■保険金額(保険期間1年につき)

通算 **5万円 限度**

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成に
かかった費用

- 自己負担額(免責金額) **1,000円**

お支払い事例

被害事故に関するトラブル

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

弁護士等への委任にかかった費用

50万円 (着手金15万円
報酬金35万円)

弁護士費用保険金のお支払い額

$50万円 \times (100\% - 10\%(\text{自己負担割合})) = \mathbf{45万円}$

法律相談・書類作成にかかった費用

1万円

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額

$1万円 - 1,000円(\text{自己負担額}) = \mathbf{9,000円}$

合計 **45万9,000円**をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が
身近にいないでも安心! **「弁護士紹介サービス」**

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにかぎりあります。(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。

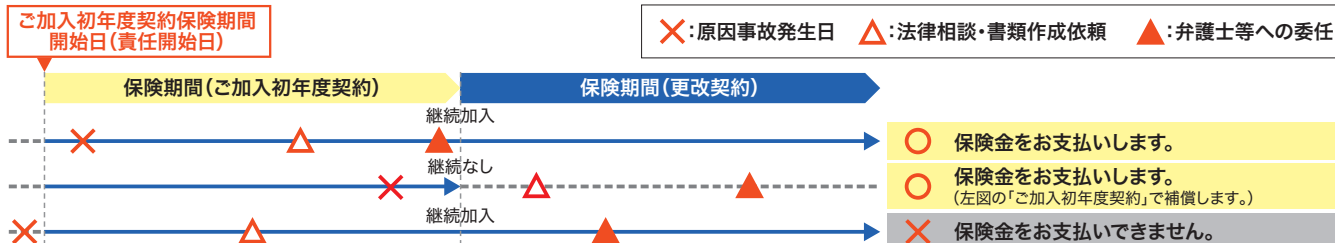
事故サポートセンター：【受付時間】 24時間365日 0120-727-110

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

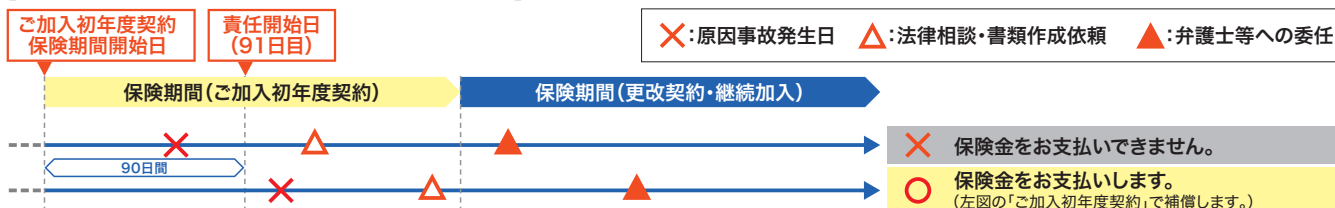
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午前0時(継続加入の場合は午後4時)に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)】(イメージ図)



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始】(イメージ図)



(注)「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

ライフスタイルに合わせたプラン・補償内容をお選びください。

(保険期間1年、団体割引30%、交通傷害危険のみ補償特約セット)

保険金額	プレミアムプラン	ワイドプラン	ベーシックプラン
補償内容			
弁護士費用保険金	通算 100万円 限度 (自己負担割合 10%)	通算 100万円 限度 (自己負担割合 10%)	通算 100万円 限度 (自己負担割合 10%)
法律相談・書類作成費用保険金	通算 5万円 限度 (自己負担額 1,000円)	通算 5万円 限度 (自己負担額 1,000円)	通算 5万円 限度 (自己負担額 1,000円)
弁護のちから (弁護士費用総合補償特約)	① 人格権侵害に関するトラブル	① 人格権侵害に関するトラブル	① 人格権侵害に関するトラブル
	② 被害事故に関するトラブル	② 被害事故に関するトラブル	② 被害事故に関するトラブル
	③ 労働に関するトラブル	③ 労働に関するトラブル	_____
	④ 借地・借家に関するトラブル	_____	_____
	⑤ 遺産分割調停に関するトラブル	_____	_____
	⑥ 離婚調停に関するトラブル	_____	_____
補償内容			
個人賠償責任保険金	国内: 無制限 国外: 1億円	国内: 無制限 国外: 1億円	国内: 無制限 国外: 1億円
死亡・後遺障害保険金 交通傷害危険のみ補償特約セット	100万円	100万円	100万円

保険期間と掛金

掛金は、保険期間分の一時払です。

2026年4月より保険開始

保険期間	掛金	掛金	掛金
1年間	団体割引適用前 15,380円 ▶ 11,000円	団体割引適用前 11,030円 ▶ 7,960円	団体割引適用前 6,330円 ▶ 4,670円

保険期間 1年間: 2026年4月1日(午前0時)から2027年4月1日(午後4時)

保険料のお支払い

初年度契約の保険満了後、保険期間1年の契約を毎年自動的に継続します。
翌年以降の契約は、初年度契約お申込時のクレジットカードで自動決済となります。

※掛金には、本保険制度の運営上必要な費用(事務手数料費用等)として、800円の制度運営費が含まれます。

※途中で解約する場合、制度運営費の払い戻しはありません。

※このプランは、満期案内の際に「締切日」を指定させていただき、その「締切日」までにご加入者さまより申し出がない限り、自動的に更改されるプランです。

※継続してご加入いただく場合は、前契約の補償が午後4時までのため、保険期間の開始時刻が午後4時からとなります。

※掛金および補償内容が変更となる場合がございます。その際には、満期時にご案内差し上げます。

お申込方法

※ このパンフレットは、【年払更新(クレジットカード払) 専用】です。

STEP ① QRコードを読み取る



下記のQRコードを読み取り、お申込み画面へアクセスしてください。

STEP ② 加入プランを選ぶ



加入プランを選択し、補償内容・掛金を確認してください。

STEP ③ マイページ登録



マイページ登録をしてください。

STEP ④ 入力する



ご加入者・被保険者のお名前や連絡先などの必要情報を入力してください。

STEP ⑤ お申込完了



完了のメールが届きますのでお申込み内容をご確認ください。※
ご加入手続き完了後、マイページから**会員証と加入者カード**を確認いただけます。
※ご郵送はしていません。

下記URLまたはQRコードから、申込画面へアクセスしてください。

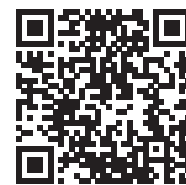
<https://www.zengaku.or.jp/insurance/seitoku-u/>

クレジットカードでの決済

〈取扱いカード〉



※ 迷惑メールの対策などでドメイン指定を行っている場合、メールが受信できない場合がございます。当会ドメイン「@zengaku.or.jp」を指定受信設定してください。



QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

LINEで事故の連絡・保険金の請求が可能です。

損保ジャパンのLINE公式アカウントのメニューからいつでも簡単に！
事故のご連絡から保険金請求のお手続きまで完結できます！



24時間いつでも連絡可能(※1)

書類の記入・郵送が不要(※2)

チャットや画像で履歴が残るので分かりやすい

- (※1) 損保ジャパンからのご連絡は平日9:00~17:00となります。
(※2) ご請求いただく保険金の内容によって、別途書類のご提出が必要となる場合がございます。
LINEで事故のご連絡をいただく際は、証券番号(※3)を必ず入力ください。
(※3) 証券番号は、保険加入手続きをしたマイページで確認いただけます。証券番号がご不明な場合は、証券番号欄に「11112222」、特記事項欄に「未来サポート」と入力ください。

「LINE」はLINEヤフー(株)の登録商標です。

あんしんパスポート Q&A

Q. 4月以降も加入できますか？

A. はい、2026年11月30日までご加入いただけます。なお、5月1日以降に補償が開始される場合は、パンフレットに記載の掛金から減額変更されます。お申込み画面に表示される掛金・保険料をご確認ください。

Q. 補償開始はいつからになりますか？

A. 3月31日までの申込みで、内容に不備がない場合は、4月1日から補償が開始されます。
4月14日までの申込みで、内容に不備がない場合は、4月15日から補償が開始されます。以降、各月の14日までの申し込み分は当月の15日から、末日までの申し込み分は翌月1日から補償開始となります。中途加入の最終の受付は2026年11月末日となります。
不備がある場合や保険料のお支払いがない場合は、上記のかぎりではありません。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

詳しい内容については、取扱代理店までお問い合わせください。

取扱代理店 **有限会社セイワコーポレーション**
(学校法人東京聖徳学園100%出資の事業会社)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-20

お問い合わせ先 **03-5251-0577** (平日)9:00~17:00

引受保険会社 **損害保険ジャパン株式会社**

千葉西支店 松戸支社 (2026年3月まで)
〒271-0091 千葉県松戸市本町7-7-10
ちばぎん松戸ビル6F
050-3798-4035 (平日)9:00~17:00

千葉西支店 船橋第二支社 (2026年4月から)
〒273-0005 千葉県船橋市本町3-5-5
損保ジャパン船橋ビル6階
050-3798-4035 (平日)9:00~17:00

万が一事故が発生した場合のご連絡先

事故サポートセンター
【受付時間】24時間365日

0120-727-110

※おかけ間違いにご注意ください。

この保険は一般財団法人未来サポートを保険契約者とし、一般財団法人未来サポートの会員を加入者とする傷害総合保険(正式保険名称)の団体契約です。

- 傷害総合保険普通保険約款・特約集および保険証券は保険契約者(一般財団法人未来サポート)に交付されます。
- 保険期間の途中で料率改定があっても、保険料の追加・返れいはありません。
- このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店または損保ジャパンまでご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

SJ25-09589(2025/11/11)